

北海道告示第10663号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成30年1月4日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年9月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

札内ショッピングモール  
中川郡幕別町札内共栄町163番地ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCMホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規  
札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号  
中道リース株式会社 代表取締役 関 寛  
札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 571台

(変更後) 310台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 100台

(変更後) 70台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図（変更前）2-8」に表示 122㎡

(変更後) 届出書添付図面「施設配置図（変更後）2-10」に表示 146㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図（変更前）2-8」に表示 83㎡

(変更後) 届出書添付図面「施設配置図（変更後）2-10」に表示 87㎡

(4) 変更の年月日

平成30年4月9日

(5) 変更する理由

上記(3)ア及びイ 施設運営の効率化を図るため

上記(3)ウ及びエ 今後の小売店舗の誘致促進のため

2 届出年月日

平成29年8月9日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年9月1日（金）から平成30年1月4日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、幕別町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は幕別町へ問い合わせること。